

大和市中国残留邦人等の支援相談員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第59号

大和市中国残留邦人等の支援相談員設置規則の一部を改正する規則

大和市中国残留邦人等の支援相談員設置規則（平成20年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、「に対して生活支援等を実施することで、もって永住帰国した中国残留邦人等」を「及び特定配偶者」に、「の設置」を「を設置すること」に改める。

第3条中「中国残留邦人等」の次に「及び特定配偶者」を加える。

第4条第1号中「支援給付事務」の次に「及び特定配偶者に対する配偶者支援金の支給事務」を加え、同条第3号及び第4号中「中国残留邦人等」の次に「及び特定配偶者」を加える。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。